

白木峰・金剛堂山鳥獣保護区特別保護地区指定に係る指針案

(1) 名 称：白木峰・金剛堂山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区 域：白木峰・金剛堂山鳥獣保護区のうち、富山市八尾町切詰地内の白木峰山頂を起点とし、同地から富山県と岐阜県との県境を南西進し小白木峰山頂に至り、同地から切詰地内の国立研究開発法人 森林研究・整備機構の分収林（契約番号 1109）の境界を西進し国道 471 号線に至り、同地から同国道を南進し富山県と岐阜県との県境に至り、同地から同県境を西進し富山市と南砺市の市境に至り、同地から同市境を西進し金剛堂山登山道に至り、同地から同登山道を南進し 1,513.3 メートルの三角点に至り、同地から日尾谷に沿って北進し標高 1,400 メートルの標高に至り、同地から同標高沿いに沿って北進し富山市と南砺市の市境に至り、同地から同市境を南進し金剛堂山山頂に至り、同地から金剛谷に沿って東進し大長谷川との合流点に至り同地から国道 471 号線に向って東進し国道 471 号線に至り、同地から同国道を北進し、国立研究開発法人 森林研究・整備機構の分収造林地（契約番号 459）との交点に至り、同地から同分収造林（契約番号 459 及び 225）の東側の境界を北進し林道大谷線に至り、同地から同林道に沿って東進し終点に至り同地からさらに白木峰 8 合目駐車場から山頂付近駐車場までの管理道を東進し終点に至り、同地から白木峰山頂に向って東進し同地に至る線で囲まれた一円の区域。

（別紙図面表示のとおり）

(3) 存続期間：令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①指定区分：森林鳥獣生息地の特別保護地区

②指定目的：当該区域は、県南部に位置する白木峰及び金剛堂山付近に位置し、植生はブナの天然林となっており、山頂部付近は高層湿原が点在し、植生の変化に富む地域となっている。このような自然環境を反映して、タカ類やツキノワグマなどをはじめとした多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な地域となっている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生息地の保全を図るものである。